

令和3年度 上毛町奨学生募集

- 貸与資格
申請者または保護者が上毛町に3年以上居住し、他の奨学金を受給していない方
- 貸与対象者
大学生(短大生、専門学校生などを含む)
高校生(高等専門学校生を含む)
- 貸与予定人員 若干名
- 貸与金額 大学生(自宅通学) 月額35,000円以内
大学生(自宅外通学) 月額50,000円以内
高校生 月額10,000円以内
- 償還方法 最大12年(無利息)
- 申請書配布・申込期間
4月1日(木)~30日(金)8:30~17:15
(土、日、祝日は除く)
- 申し込み・問い合わせ先
教務課 学務係 TEL 72-3165(内線177)



扶養から外れた場合は国民年金の切替手続きが必要です

国民年金の第3号被保険者(専業主婦・主夫)が、配偶者(第2号被保険者(厚生年金、共済の加入者))の退職やご本人の収入が増加したことなどによって扶養から外れた場合は、第1号被保険者への切替手続きが必要です。この手続きが2年以上遅れた場合、2年より前の期間は保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生し、万一の際の障害・遺族基礎年金などを受け取れないことがあります。なお、この「未納期間」を「資格期間」に算入する手続き(特定期間該当届)もあります。詳しくはお近くの年金事務所または住民課住民福祉係へお問い合わせください。

- 問い合わせ先
小倉年金事務所 TEL 093-471-8873
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

戦没者などのご遺族の皆さまへ 第十一回特別弔慰金の請求をお忘れではないですか？

- 支給対象者
戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方がいない場合に、要件を満たす先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。
- 支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
- 請求期間 令和5年3月31日まで
(請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください)
- 請求窓口 住民課 住民福祉係
- 問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線141)

令和3年度 就学援助費について

- 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者へ、義務教育に係る費用の一部(給食費・学用品費など)を援助する制度を実施しています。
- 援助対象者
・生活保護法に基づく保護が停止または廃止になった方
・町民税が非課税または免除になった方
・国民健康保険税が減免になった方
・国民年金保険料が免除または猶予になった方
・児童扶養手当を受けている方
・PTA会費など学校納付金の減免を受けている方
・その他特別な事情により教育委員会の会議で認められた方
 - 申込期間 4月5日(月)~23日(金)8:30~17:15
(土、日を除く)
 - 申請書配布先・申込先 教務課 学務係
 - 認定方法
提出された申請書や学校長及び民生委員の意見書、同居している方の所得状況なども含め、教育委員会の会議において審査します。
 - 申し込み・問い合わせ先
教務課 学務係 TEL 72-3165(内線178)

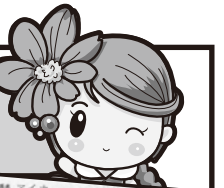
町営住宅入居者募集について

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。入居を希望される方は期限内にお申し込みください。

団地名・場所	緒方団地(上毛町大字緒方387番地1) 1戸
募集戸数	新池団地(上毛町大字垂水1764番地) 1戸
家賃	所定の算出方式による
入居予定日	4月1日(木)

- 入居者の決定方法 選考または抽選
- 申込受付期間 3月1日(月)~15日(月) 8:30~17:15(土、日を除く)
- 入居者資格
(上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)
- 1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
- 2. 収入月額が158,000円以下であること。
※収入月額とは同居しようとする世帯全員の所得合計額から扶養家族の諸控除を差引き後の金額の12分の1です。
- 3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- 4. 国税、地方税等を滞納していない者であること。
- 5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
(同居または同居しようとする親族も含む。)
- 申し込み・問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線142)

マイナンバーカードの申請はお済みですか？



マイナポイントを利用するためには、**令和3年3月末までにマイナンバーカードの交付申請**をしていただく必要があります。

期限までにマイナンバーカードの交付申請をしていただき、令和3年9月末までにマイナポイントの申し込み、およびキャッシュレス決済サービスをご利用いただくことで、マイナポイントを取得することができます。

◎マイナポイントとは
マイナンバーカードを使って予約・申込を行い、対象となるキャッシュレス決済サービスやクレジットカードでチャージや買い物をする、利用金額の25%分のポイントがもらえる制度です。(最大20,000円の買い物で5,000円のポイントが付与されます)

- ◎マイナンバーカード休日窓口開設(予約不要) 3月7日(日)、14日(日) 8:30~12:00
- ◎マイナンバーカード時間外窓口開設(要予約) 3月11日(木)、25日(木) 17:15~19:00
- 問い合わせ先 住民課 生活窓口係 TEL 72-3116(内線145、149)

町税などのコンビニ収納・スマホ収納開始のお知らせ

令和3年4月から、金融機関・郵便局・役場窓口に加えて、全国のコンビニエンスストアやスマートフォン(スマホ)決済アプリで税金などを納付できるようになります。コンビニやスマホ決済アプリでは365日24時間休日や夜間も手数料無料で納付することができます。

対象となる税金など

- | | |
|-------------|-----------|
| 【町税】 | 【料金】 |
| ・軽自動車税 | ・住宅使用料 |
| ・固定資産税 | ・後期高齢者保険料 |
| ・町県民税(普通徴収) | ・保育料 |
| ・国民健康保険税 | ・学童保育料 |

〈納付できるコンビニエンスストア〉

- | | | |
|-------------|---------------------|----------|
| ・セブンイレブン | ・ヤマザキデイリーストアー | ・ハマナスクラブ |
| ・ローソン | ・ニューヤマザキデイリーストア | ・くらしハウス |
| ・ローソンストア100 | ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ | ・タイエー |
| ・ファミリーマート | ・セイコーマート | ・生活彩家 |
| ・ポプラ | ・ハセガワストア | ・MMK設置店 |
| ・ミニストップ | ・コミュニティストア | |
| ・デイリーヤマザキ | ・スリーエイト | |

〈スマートフォン決済アプリ〉

- ・「PayPay請求書払い」
- ・「LINE Pay請求書支払い」

〈使用できない場合〉

- ・金額が30万円を超える場合
 - ・金額が訂正されている場合
 - ・バーコードが印刷されていない場合
 - ・使用期限を過ぎた場合
 - ・バーコードが印刷されていても読み取れない場合
 - ・コンビニ収納開始以前に発行している納付書
- ※使用期限が過ぎた場合は、コンビニ収納、スマホ収納では使えませんが役場や金融機関窓口で使用することはできません。

〈納付書の様式が変わります〉

- ・コンビニ納付用のバーコードが印字されています。
- ・納付書1枚で1期分になりますので、印字された納期を確認し、納期ごとに順番に納付することとなります。
- 問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線130)

